**雇用調整助成金支給申請合意書（訓練実施者）**

雇用調整助成金（以下「本助成金」という。）に関し、審査に必要な事項についての確認を労働局（安定所）が行う場合には協力します。

また、本助成金に関し、教育訓練の実施について偽りその他不正の行為により申請事業主が本来受けることのできない助成金を受けた場合であって、下記訓練実施者が不正受給に関与していた場合（偽りその他不正の行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合を含む。）は、①申請事業主が負担すべき一切の債務について、申請事業主と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金（※）を弁済すべき義務を負うこと、②訓練実施者（又は法人等）の名称、所在地、代表者氏名及び不正の内容が公表されること、③不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して５年間（取り消した日から起算して５年を経過した場合であっても、請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）は、下記訓練実施者が行った訓練については、助成金の支給対象とならないことについて承諾します。

※　請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給による返還請求額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年３％の割合で算定した延滞金、③①の20％に相当する額及び当該額に係る延滞金の合計額です。

　　　　　　　　労働局長　殿

　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　訓練実施者

　　名称

　　所在地

　（教育訓練施設等）代表者氏名